

令和3年度第19回人事委員会 会議結果〈概要〉

1 日 時

令和3年11月25日（木）午前9時30分～午前10時10分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41階）

3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）初宿事務局長、堀越任用公平部長、神山試験部長、宮本審査担当部長、田近
総務課長、鎌田任用給与課長、岡野審査課長、樋口審査担当課長

4 議 事

〈議 案〉

第42号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第43号議案 一般任期付職員の採用の承認について

〈報 告〉

報告第13号 令和3年度給与改定交渉妥結内容の概要について

報告第14号 不利益処分についての審査請求について

第 42 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について、Ⅰは、令和 3 年の人事委員会勧告等に伴う改正であり、Ⅱは、臨時的任用の実施等に伴う改正であり、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

Ⅰ 令和 3 年 11 月 24 日付 3 議事第 341 号による照会

- 1 第 195 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 196 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 197 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 200 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

Ⅱ 令和 3 年 11 月 24 日付 3 議事第 342 号による照会

- 1 第 198 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 199 号議案 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 201 号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

委員より、改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 19 条の対象について確認があり、事務局から、臨時的任用職員と非常勤職員が対象である旨、説明した。

委員より、今回の改正によって臨時的任用職員に対し常勤職員の規定が適用されることになるか確認があり、事務局から、そのとおりである旨、説明した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

報告第 13 号 令和 3 年度給与改定交渉 妥結内容の概要

事務局から、報告第 13 号に沿って任命権者と職員団体との妥結内容の概要について説明した。

委員より、臨時的任用職員の導入前はどのようにしていたかの質疑があり、事務局から育休等の欠員が発生した場合は、課内の業務分担の見直しや軽易な事務を切り出し会計年度任用職員で対応するなどしていた旨、回答した。

委員より、民間では育児・介護休業法の改正により、育児休業が 4 回に分割して取得することができるようになったが、今回の妥結内容ではどのように反映されているのかとの質疑があり、事務局から民間においては法改正がされているが、公務員についてはまだ改正法案の提出がされていないため、法改正が済み次第対応することになる旨、回答した。

委員より、期末手当の引下げに係る国からの通知について質疑があり、事務局から総務省から技術的助言として国の法改正を踏まえ検討するよう通知があったが、他団体においても 12 月の支給に間に合うよう条例改正を進めている旨、回答した。

<以下、非公開案件>

<議 案>

第 43 号議案 一般任期付職員の採用の承認について

<報 告>

報告第 14 号 不利益処分についての審査請求について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 3 年 12 月 3 日（金）午前 10 時 00 分から開催することとした。